国民健康保険税の算定方法（豊橋市）

国民健康保険はどのよう計算されているのでしょうか？
一般的には、給与所得によって金額が計算されていると思われがちですが、
実際には、給与所得のほかに所有している固定資産も関係してきます。
今回は、その計算方法についてまとめてみました。

	医療分　（0～74歳）	後期高齢者支援金等分　（0～74歳）	介護分（40～64歳）
所得割	市民税の所得割額×139％	市民税の所得割額×54％	市民税の所得割額×45％
資産割	固定資産税額（土地・家屋）×24％	固定資産税額（土地・家屋）×9％	固定資産税額（土地・家屋）×6％
均等割（一人当たり）	26,700円	9,000円	9,900円
平等割（一世帯当たり）	20,700円	7,200円	6,000円
限度額	470,000円	120,000円	100,000円

表のように4つの基準と3種類の保険税があります。

所得割・・・前年分の所得から計算される住民税額で、所得割と均等割の二つが課税されますが、その所得割額の部分

資産割・・・土地・家屋の固定資産税額（自分名義の土地や家屋を所有していない方は課税されません。）

均等割・・・本人と扶養家族一人あたりの金額です。

平等割・・・一世帯当たりの金額です。

以上4つの基準を、表の3種類別に計算した金額（限度額を上限とする）が国民健康保険税となり、毎年4月を第1期分とし、年8回の納付となります。

納付時期：4月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月

●軽減制度

国民健康保険税には、前年の所得金額の合計が一定金額以下の場合、均等割・平等割から減額する制度があります。
詳しくは、市役所にお問い合わせください。